

平成28年11月14日

答申第735号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、平成26年に逮捕され翌年に懲戒処分になったNHK職員について、「処分に至った経緯」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は、個人に関する情報であってNHK情報公開規程（以下、規定）第8条1項3号の不開示情報に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、人事に関する詳細な情報であり個人に関する情報でもあって、規程第8条1項1号および3号の不開示情報に該当するため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、規程第8条1項1号および3号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年11月14日（第243回審議委員会）

第748号諮問、審議、答申